

事業継続力強化支援計画の 申請ガイドライン

令和3年9月

青森県商工労働部商工政策課

《目 次》

1. 事業継続力強化支援事業の概要	1
2. 小規模事業者支援法に基づくスキーム	4
3. 事業継続力強化支援計画認定申請手続き	5
4. 事業継続力強化支援計画の記載例	7
5. 申請時における確認事項	16
6. 県に対する報告	17
7. その他	18
8. Q&A（県補足）	19
（申請様式）	25

1. 事業継続力強化支援事業の概要

(1) 背景

甚大な影響を及ぼす大規模災害が相次ぐなか、近年は、水害のリスクも上昇しているとされ、首都直下地震や南海トラフ地震といった大規模地震の発生も想定されています。こうした自然災害等は、規模の大小を問わず、個々の小規模事業者の経営だけでなく、我が国のサプライチェーンにも大きな影響を与えるおそれがあります。大企業では事前対策の取組が一定程度進んでいる一方で、小規模事業者における災害への備えの取組は一部にとどまっている状況にあり、大企業に比べて経営資源が脆弱な小規模事業者はひとたび被災すると経営や事業の継続に大きな影響を受ける可能性が高いと考えられます。

これらを踏まえ、小規模事業者の自然災害等への事前の備え、事後のいち早い復旧を支援するため、「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（中小企業強靱化法）」（令和元年法律第21号）が令和元年7月16日に施行されましたが、その中で、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」（以下、「小規模事業者支援法」という。）の一部を改正し、小規模事業者の事業継続力強化の取組を商工会又は商工会議所が市町村と共同で支援していくこととなりました。

(2) 小規模事業者支援法の内容

小規模事業者支援法では、経営改善普及事業の一環として「事業継続力強化支援事業」を新たに位置付けており、商工会又は商工会議所は小規模事業者の防災・減災対策について支援を実施することになります。

具体的には、商工会又は商工会議所がその地区を管轄する市町村（特別区を含む。以下「関係市町村」という。）と共同して小規模事業者の事業継続力強化を支援するための計画を作成し、都道府県知事が当該計画を認定するものです。

(3) 事業継続力強化支援事業の具体的内容

商工会又は商工会議所では、これまでも経営改善普及事業を行っており、小規模事業者の経営計画の作成支援を行ってきたところです。

商工会又は商工会議所の事業継続計画、小規模事業者による事業継続力強化計画及び連携事業継続力強化計画や事業継続計画（以下「事業者BCP（※1）」という。）は、企業として事業を継続していく上での経営資源の管理の方法やリスクマネジメントを整理するものであり、経営計画の一種でもあります。

また、関係市町村は、地域防災計画の策定やハザードマップの策定等、自然災害等への対策で重要な役割を担っており、産業政策や許認可行政等、様々な場面で地区内

の小規模事業者と接点を有しています。

他方、小規模事業者においては、経営計画を検討していく上で、防災・減災対策の優先順位は必ずしも高くなく、また事業者BCPを作成していく上で必要となる災害リスクの把握も十分ではないところです。

さらに、今般の新型コロナウイルス感染症（※2）などの未知の感染症の流行時にどのような取組を行えば良いのか、そのためには平時からどのような対応を行うべきかをまとめておくことも有用です。

（※2）新型コロナウイルス感染症のように未だワクチン等の予防策や有効な治療方法が開発されていない段階にある感染症の総称として本ガイドラインにおいて「新型コロナウイルス感染症」と呼称しています。

このため、商工会又は商工会議所が関係市町村と連携し、自然災害等に備える小規模事業者の取組を支援する等の計画を作成し、都道府県知事が認定する新たな制度を設け、体制・取組を強化することとしています。

なお、事業継続力強化支援は基本指針において、「事業継続力強化支援は、主として以下の各項目に掲げるものとする」とされています。

- ① 地区内の小規模事業者に対する、地方公共団体が提供するハザードマップや国が提供する全国地震動予測地図等を活用した、事業活動に影響を与える自然災害等のリスクの認識に向けた注意喚起
- ② 損害保険の加入等の自然災害等が事業活動に与える影響の軽減に資する取組や対策の普及啓発、中小企業等経営強化法に基づく事業継続力強化計画認定制度をはじめとした各種制度の情報の提供
- ③ 地区内の小規模事業者による事業者BCPの策定に関する指導及び助言
- ④ 地区内の事業継続力強化に取り組む小規模事業者に対するフォローアップの実施
- ⑤ 地区内の小規模事業者による事業継続力強化に関する知見の共有
- ⑥ 自然災害等が発生した場合における地区の商工業の被害状況の把握及び地方公共団体への報告、自然災害等発生時に被害状況の確認その他の応急復旧活動に従事する地区内の小規模事業者の経営状況及び事業継続力強化の取組状況の確認

（※1）本ガイドラインにおいて、商工会又は商工会議所の事業継続計画、小規模事業者による事業継続力強化計画及び連携事業継続力強化計画や事業継続計画を便宜上、事業者BCPと記載しています。

BCP（Business Continuity Plan）とは、企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のことです。

緊急事態は突然発生します。有効な手を打つことができれば、特に中小企業は、経営基盤が脆弱なため、廃業に追い込まれるおそれがあります。また、事業を縮小し従業員を解雇しなければならない状況も考えられます。

緊急時に倒産や事業縮小を余儀なくされないためには、平常時からBCPを周到に準備しておき、緊急時に事業の継続・早期復旧を図ることが重要となります。こうした企業は、顧客の信用を維持し、市場関係者から高い評価を受けることとなり、株主にとって企業価値の維持・向上につながるのです。

このBCPの特徴は、①優先して継続・復旧すべき中核事業を特定する、②緊急時における中核事業の目標復旧時間を定めておく、③緊急時に提供できるサービスのレベルについて顧客とあらかじめ協議しておく、④事業拠点や生産設備、仕入品調達等の代替策を用意しておく、⑤全ての従業員と事業継続についてコミュニケーションを図っておくことにあります。

企業が大地震などの緊急事態に遭遇すると操業率が大きく落ちます。何も備えを行っていない企業では、事業の復旧が大きく遅れて事業の縮小を余儀なくされたり、復旧できずに廃業に追い込まれたりするおそれがあります。一方、BCPを導入している企業は、緊急時でも中核事業を維持・早期復旧することができ、その後、操業率を100%に戻したり、さらには市場の信頼を得て事業が拡大したりすることも期待できます。BCPの策定・運用にあたっては、まずBCPの基本方針の立案と運用体制を確立し、日常的に策定・運用のサイクルを回すことがポイントとなります。（注：中小企業庁「中小企業BCP策定運用指針」より引用）

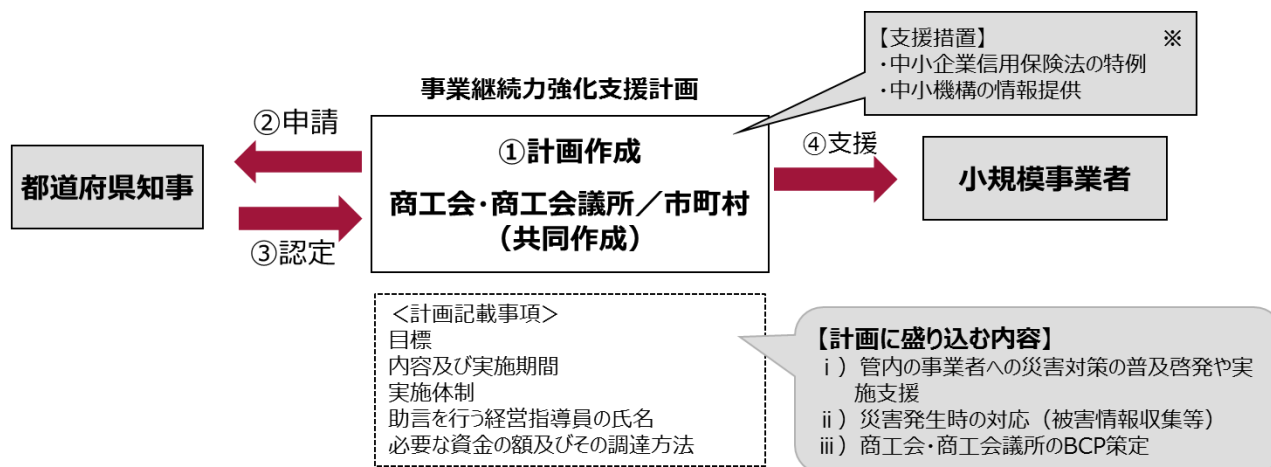
なお、事前の対策のひとつとして、地区内小規模事業者に対して、事業者BCPの策定による実行性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行うことも必要と考えますが、まずは即時に取組可能な簡易的な計画の策定について小規模事業者に推進していくことが有用であると考えられます（全国商工会連合会、日本商工会議所において簡易的な計画の例を作成されていますので、以下URLをご参考ください）。

- ・全国商工会連合会（小規模事業者向けBCP策定シート）
<http://www.fukushi-kyousai.com/>
- ・日本商工会議所（中小企業・小規模事業者のための事業継続計画（BCP）作成シート）
<https://www.jcci.or.jp/news/2019/0912165328.html>

その他、国が示すBCPの関連ページもご参考ください。

- ・中小企業庁
（中小企業BCP策定運用指針）
<https://www.chusho.meti.go.jp/bcp/>
（事業継続力強化計画）
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>
（新型インフルエンザ対策のための事業継続計画）
<https://www.chusho.meti.go.jp/bcp/influenza/index.html>
- ・内閣府
（防災情報のページ）
<http://www.bousai.go.jp/kyoiku/kigyoku/keizoku/index.html>
<http://www.bousai.go.jp/kyoiku/kigyoku/keizoku/sk.html>
- ・内閣官房
（業種別ガイドライン）
<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf?20200827>

2. 小規模事業者支援法に基づくスキーム



※支援措置について

○中小企業信用保険法の特例（法第9条・抜粋）

認定事業継続力強化支援計画において事業継続力強化支援事業を実施する者とされた一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人（以下、「事業実施一般社団法人等」という。）であって、当該認定事業継続力強化支援計画に従った事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第3条第1項又は第3条の2第1項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該事業実施一般社団法人等を同法第2条第1項の中小企業者とみなして、同法第3条、第3条の2及び第4条から第8条までの規定を適用する。この場合において、同法第3条第1項及び第3条の2第1項の規定の適用については、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第6条第2項の認定事業継続力強化支援計画に従った事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の借入れ」とする。

○中小機構の情報提供（法第10条・抜粋）

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定事業継続力強化支援計画に基づき事業継続力強化支援事業を実施する者（商工会又は商工会議所及び関係市町村）の依頼に応じて、その行う事業継続力強化支援事業に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

3. 事業継続力強化支援計画認定申請手続き

(1) 手続きの流れ

事業継続力強化支援計画の認定申請を行う商工会又は商工会議所及び関係市町村は、以下の流れにより、申請手続きを行ってください。

- ① 計画の方向性やイメージの共有等、早い段階で商工会又は商工会議所と関係市町村は事前調整を開始してください。



- ② 商工会又は商工会議所と関係市町村が事業継続力強化支援計画を共同で作成し、当該地域を管轄する都道府県へ事前申請及び正式申請をしてください。

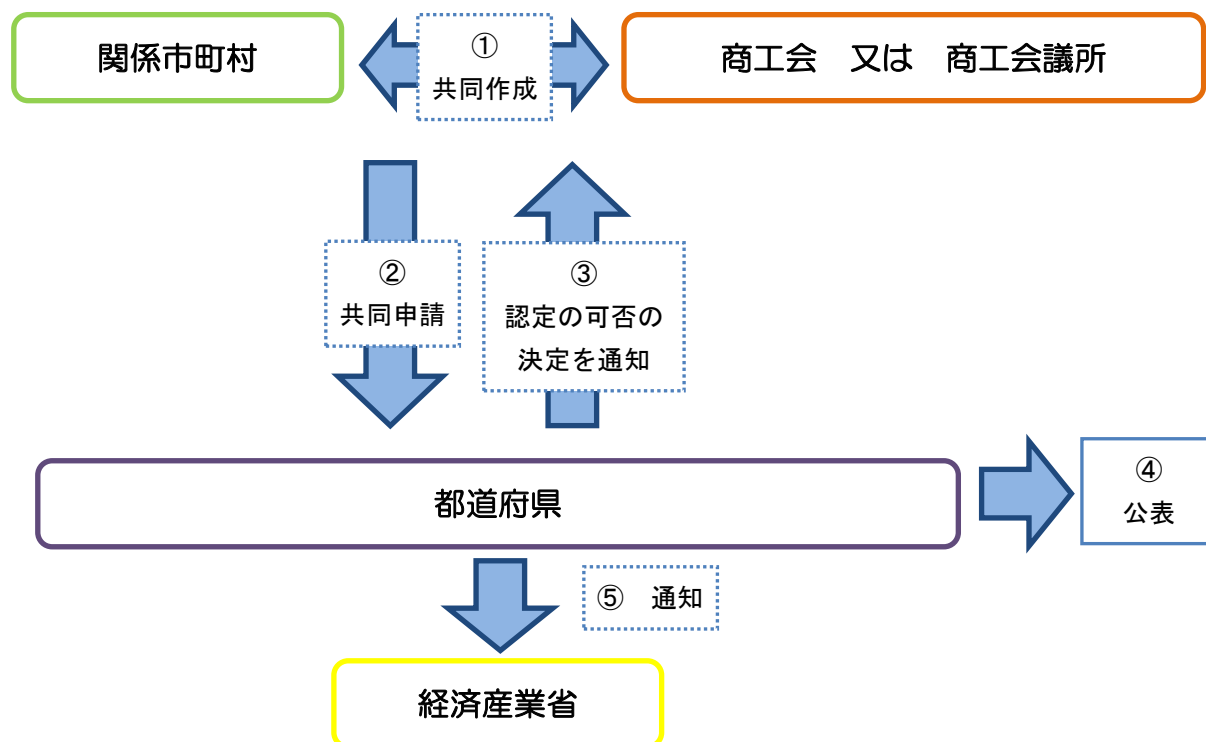
事前申請（日付、添付資料は不要）にて記載内容を確認し、修正や質疑等を行います。正式申請（日付、添付資料が必要）をするためには、事前申請を必須とします。



- ③ 都道府県において審査を行い、知事が認定の可否を決定し、その結果を申請者あて通知します。

なお、認定された計画は都道府県ホームページで公表します。

(2) 申請認定のイメージ



(3) 申請書の提出先及び問合せ先

青森県 商工労働部 商工政策課 団体・商業支援G
 〒 030-8570
 青森県長島一丁目1番1号
 TEL： 017-734-9369 (直通)
 FAX： 017-734-8106
 E-mail： shoko@pref.aomori.lg.jp

(4) 申請時の提出資料

下記申請書類は、紙媒体及び電子媒体の両方を公募期限までに提出する必要があります。

書類名 ※用紙サイズ A4	事前申請		正式申請	
	紙 (正本1部)	電子 (PDFファイル)	紙 (正本、副本各1部)	電子 (PDFファイル)
①認定申請書(様式第1)	○ 日付 <u>不要</u>	○ 日付 <u>不要</u>	○ 日付 <u>必要</u>	○ 日付 <u>必要</u>
②別表1～4	○	○	○	○
③当該商工会又は商工会議所の直近の事業報告書、貸借対照表及び収支決算書並びに事業計画書			○	
④当該事業継続力強化支援計画について議決をした当該商工会又は商工会議所の総会又は議員総会その他これに準ずるものの議事録の写し			○	
⑤認定申請書(様式第1)に記載された経営指導員が小規模事業者支援法施行規則第2条第1項各号に規定する要件に該当することを証する書面			○	
⑥商工会又は商工会議所自身の事業継続計画			○ 原則、提出が <u>必要</u>	

【ファイルの名称】

○認定申請書⇒【〇〇商工会又は〇〇商工会議所】事業継続力強化支援計画申請書

○別表1～4⇒【〇〇商工会又は〇〇商工会議所】事業継続力強化支援計画別表1～4

4. 事業継続力強化支援計画の記載例

(1) 様式第1

※記載例

様式第1 (第1条関係)

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

青森県知事

〇〇 〇〇 殿

▲▲県・・市●●1-1

〇〇市商工会 又は

〇〇商工会議所

会長 会頭 □□ □□

▲▲県・・市●●2-2

・・市長 △△ △△

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

(備考)

- 1 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名： 〇〇 〇〇

以下、斜体部分や図は記載例です。記載にあたっては、商工会・商工会議所及び関係市町村が共同で作成されるようお願いします。なお、ゴシック体箇所は法定項目（事業の目標・内容・実施期間）を記載するために必要と考えられる項目です。

（２）別表（１～４）

（別表１）

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標	
I 現状 （１）地域の災害リスク	地域の災害リスクを商工会・商工会議所のみで把握し、計画に記載することは困難であるため、関係市町村が把握している情報をもとに作成していただくなど、共同で作成してください。
（洪水：ハザードマップ）	当市のハザードマップによると、当会が立地する市街地地域において、2mを超える浸水が予想されているほか、市街地の商業地区の60%を超える範囲で1m以上の浸水が予想されている。また、〇〇業の多くが立地する〇〇地区において、最大で5mの浸水被害が予想されている。
（土砂災害：ハザードマップ）	当市のハザードマップによると、山間の〇〇地区一帯は、地滑り等、土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっているが、〇〇業の多くが集積している。
（地震：J-SHIS）	地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後〇年間で70%以上の確率で発生するとされている。
（その他）	市内の〇〇川流域では、これまでも数々の水害に見舞われてきた。特に、平成〇年の台風第〇号において大雨、洪水、土砂災害等、広い範囲に多大な被害を及ぼした。この台風により、当市では人的被害に加え、住家被害が1万棟にのぼり、県下における被害の約半数を占めた。
	また、当市は内陸に位置している影響もあり、年間平均降雪量は312cmと非常に多い。一方、夏は猛暑日になることも多い。
（感染症）	新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。人から人に持続的に感染するウイルスを病原体とするインフルエンザであって、国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。
※支援計画の記載事項ではありません。	
地域の自然災害等リスクを確認いただくために、以下の防災等関連サイト等をご参考ください。	
・地震情報（気象庁） https://www.jma.go.jp/jp/quake/ ・津波情報（気象庁） https://www.jma.go.jp/jp/tsunami/ ・国土交通省ハザードマップポータルサイト ～身のまわりの災害リスクを調べる～（国土交通省） https://disaportal.gsi.go.jp/ ・地震ハザードステーション（国立研究開発法人防災科学技術研究所） http://www.j-shis.bosai.go.jp/ ・新型インフルエンザ等対策（内閣官房） https://www.cas.go.jp/jp/influenza/index.html ・新型コロナウイルス感染症対策（内閣官房） https://corona.go.jp/ ・感染症情報（厚生労働省） https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou/index.html ・青森県防災情報（青森県） http://www.bousai.pref.aomori.jp/ ・青森県新型コロナウイルス感染症対策総合サイト（青森県） https://stopcovid19.pref.aomori.lg.jp/	

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 0,000人
- ・小規模事業者数 0,000人

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	〇〇業	1,111	800	市内に広く分散している
	〇〇業	2,222	1,000	沿岸部や〇〇川沿いに多い
	〇〇業	3,333	2,500	〇〇川沿いに多い

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・〇〇市地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄
- ・〇〇市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・〇〇損保会社と連携した損害保険への加入促進
- ・防災備品（スコップ、懐中電灯、非常食等）を備蓄
- ・〇〇市が実施する防災訓練への参加及び協力

II 課題

現状では、自然災害等による緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告体制を構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがありません。「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化しておくことも有用。）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県へ報告する。

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

＜1. 事前の対策＞

- ・平成〇年に締結した「〇〇協定書」や令和〇年に策定した「〇〇感染症予防マニュアル」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発生時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組（什器の固定等）や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、国や県の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ＩＴやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・（別添参照）事業継続計画を作成（平成〇年作成）。

3) 関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶ〇〇損保会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・〇〇市事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当市）を開催し、状況確認や

改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード〇〇の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡手段の確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。
- ・訓練に先立ち、災害発生時の職員の役割分担を決めておく。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもないため、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後〇時間以内に職員の安否報告を行う。
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を確認したうえで当会と当市で共有する。）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、〇〇市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨における例） 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。
- ・青森県地域防災計画（風水害等災害対策編）に基づき、当会では防災に関し、概ね次の事務又は業務を処理するものとする。
 - ア 会員等の被害状況調査及び融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること
 - イ 災害時における物価安定についての協力に関すること
 - ウ 災害救助用物資、災害救助・復旧用資材の確保についての協力、あっせんに関すること
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、〇日以内に情報共有する。
（例：被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	・地区内の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有することを原則とする。

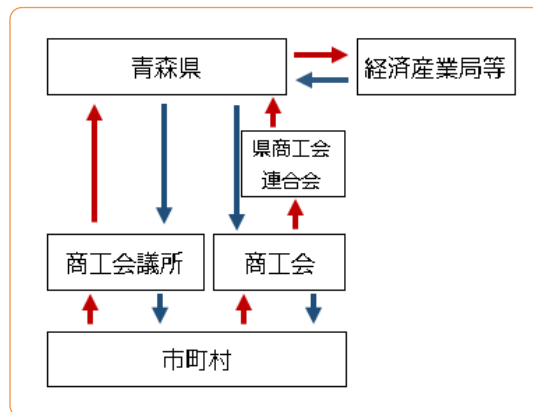
発災後～〇週間	1日に〇回共有する
〇週間～〇週間	1日に〇回共有する
〇週間～〇ヶ月	1日に〇回共有する
〇ヶ月以降	2日に〇回共有する

- ・当市で取りまとめた「例：〇〇市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

＜ 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域で活動する際の判断基準及び被害程度について決める。
- ・当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を、青森県の指定する方法（※）にて当会より青森県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を青森県の指定する方法（※）にて当会又は当市より青森県へ報告する。

（※）P17. 6 県に対する報告を参照



＜ 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ・相談窓口の開設方法について、〇〇市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

＜ 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援＞

- ・青森県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を青森県等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県へ報告する。

以下、斜体部分や図は記載例です。記載にあたっては、商工会・商工会議所及び関係市町村が共同で作成されるようお願いします。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和〇年〇月現在)	
(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等) 下図は、実施体制の一例 <pre>graph TD A[〇〇市商工会 事務局長] --- B[〇〇市商工会 (本部) 法定経営指導員] C[〇〇市 商工部長] --- D[〇〇市 商工課] B -- "連携 連絡調整" --- D D -- "確認 ⇄ 連携" --- E[〇〇市 防災課] B --- F[〇〇市商工会 (□□支部)] B --- G[〇〇市商工会 (△△支部)] B --- H[〇〇市商工会 (◇◇支部)]</pre> (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制 ①当該経営指導員の氏名、連絡先 <i>経営指導員</i> 〇〇 〇〇 (連絡先は後述 (3) ①参照) ②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等) ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う ・本計画の具体的な取組の企画や実行 ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上) (3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先 ①商工会／商工会議所 <i>〇〇市商工会 経営支援課</i> 〒111-1111 青森県〇〇市〇〇町〇-〇-〇 TEL: 111-111-1111 / FAX: 222-222-2222 E-mail: aaaa@aaa.aa.aa ②関係市町村 <i>〇〇市役所 〇〇〇〇課</i> 〒111-1111 青森県〇〇市〇〇町〇-〇-〇 TEL: 111-111-1111 / FAX: 222-222-2222 E-mail: aaaa@aaa.aa.aa ※ その他 ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県へ報告する。	

以下、斜体部分は記載例です。記載にあたっては、商工会・商工会議所及び関係市町村が共同で作成されるようお願いします。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
・専門家派遣費	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
・協議会運営費	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
・セミナー開催費	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
・パンフ、チラシ作製費	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
・防災、感染症対策費	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、〇〇市補助金、〇〇県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

以下は記載にあたっての留意点です。記載にあたっては、商工会・商工会議所及び関係市町村が共同で作成されるようお願いします。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
<記載にあたり留意すべき点> ・小規模事業者支援法第5条第3項に規定する「商工会又は商工会議所及び関係市町村<u>以外の者</u>」と連携して事業を実施する場合にのみ記載してください。 ・「連携者」には、「氏名又は名称」及び「住所」を、法人にあっては「その代表者の氏名」を記載してください。 ※連携して事業継続力強化支援事業を実施することが当該事業継続力強化支援事業の効果的かつ適切な実施のために特に必要であると認められる場合に、「事業継続力強化支援事業を実施する者」として別表4に記載することができます（連携者自身も事業継続力強化支援事業の実施者であることを認識の上で記載されるものです）。 ※この場合、連携者自身も事業継続力強化支援事業を実施する者として取り扱われ、小規模事業者支援法の効力が及びこととなります。 ※商工会・商工会議所と協力関係・友好関係にある者を網羅的に記載するものではありません。 ※小規模事業者支援法第5条第3項及び同条第4項第5号の規定に基づいて連携して事業継続力強化支援事業を実施する者として記載することにより法制上の齟齬等が生じることから、次の4者を別表4に記載することはしないでください。 （①関係市町村、②国の行政機関、③独立行政法人、④政府関係金融機関）
連携して実施する事業の内容
<記載にあたり留意すべき点> 「事業継続力強化支援計画」に記載する事業ごとに項目立てし、連携して実施する事業の内容を具体的に記載してください。
連携して事業を実施する者の役割
<記載にあたり留意すべき点> ・「役割」には、連携する事業において連携者がどのような役割を果たすか、また、連携することによる効果等について具体的に記載してください。
連携体制図等
<記載にあたり留意すべき点> ・上記「連携する内容」に記載した事業ごとに、連携体制図を記載してください。なお、連携体制が複数の事業で共通の場合は、まとめて記載しても結構です。 ・連携体制図は別紙としても結構です。

5. 申請時における確認事項

事業継続力強化支援計画の認定申請においては、以下1～4（5は該当する場合）における、①～⑩に記載する事項（5に該当する場合は、イ、ロを含む）が記載されていることを確認の上、申請してください。

記載項目		記載チェック
1	事業継続力強化支援事業の目標【別表1】	
	① 現状	
	(1)地域の災害リスク	
	(2)商工業者の状況	
	(3)これまでの取組	
	② 課題	
	③ 目標	
2	事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間【別表1】	
	④ 実施期間	
	⑤ 事業の内容	
	(1)事前の対策	
	・小規模事業者に対する災害リスクの周知	
	・商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成	
	・関係団体等との連携、フォローアップ、訓練の実施等	
	(2)発災後の対策	
	・応急対策の実施可否の確認	
	・応急対策の方針決定	
	(3)発災時における指示命令系統・連絡体制	
	(4)応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援	
	(5)地区内小規模事業者に対する復興支援	
3	事業継続力強化支援事業の実施体制【別表2】	
	⑥ 実施体制	
	⑦ 経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
	⑧ 商工会又は商工会議所、関係市町村連絡先	
4	事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法【別表3】	
	⑨ 必要な資金の額	
	⑩ 調達方法	
5	当該商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合【別表4】	
	イ. 当該者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
	ロ. 当該者との連携に関する事項	
添付資料	商工会、商工会議所自身の事業継続計画	

6. 県に対する報告・・・ガイドラインP. 12

商工会及び商工会議所は、市町村と共有した中小企業・小規模事業者の被害状況について、下記のとおり県に対して報告してください。

(1) 被害状況を把握して収集し、県に報告をする機関

- ・商工会議所及び商工会連合会は被害状況を取りまとめて、県に被害状況を報告してください。また、商工会連合会は各商工会から被害状況を取りまとめてください。
- ・商工会、商工会議所及び市町村は、被害の実態に応じて連携して情報収集し、被害情報を共有してください。

(2) 把握する情報の範囲

- ・ 下記の「中小企業・小規模事業者の被害額等」について、報告をお願いします。
 - ①管内の被災事業者名（会員・非会員）
 - ②住所
 - ③業種
 - ④従業員数
 - ⑤被害額
 - ⑥⑤の内訳（土地、建物、機械設備、車両重機、什器備品、商品・原材料・仕掛品）
 - ⑦被害状況

(3) 報告する方法

メール（※メールが使えない状況の場合は、FAX）

(4) 報告様式

- ・下記様式例を参考に、各商工会・商工会議所又は市町村が定めてください。

【様式例】 上記（２）の情報が盛り込まれた様式例

[illegible]

7. その他

本申請マニュアルに規定のないものについては、中小企業庁が定める「事業継続力強化支援計画の申請ガイドライン（案）Ver. 2. 1」を確認してください。

（ 中小企業庁HPアドレス
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shokibo/keizokuryoku.html> ）

8. Q&A

(1) 全体

Q 1. 申請から認定まではどれくらいの時間がかかりますか？

(答)

申請から認定まで1ヶ月程度を想定しています。

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

Q 2. 事業内容等を補足するため、別添形式で資料を添付することは可能ですか？

(答)

別添資料の添付も可能ですが、公表の対象となります。

※国申請ガイドライン（案）Q 1 9 もご参照ください。

Q 3. 発災時における被害情報の報告とは、どのようなものですか？

(答)

被害情報については、商工会及び商工会議所が市町村と共有した中小企業・小規模事業者の被害情報について、県に対して報告することになります。

なお、各商工会は、商工会連合会を経由して、県に報告することになります。詳細は、県申請ガイドライン「6. 県に対する報告」をご覧ください。

(3) 必要な資金の額及びその調達方法

Q 4. 必要な資金の額について、どのように記載すればよいですか。また、2年目以降の予算は未確定ですが、どのように記載すればよいですか？

(答)

計画作成の段階で関係市町村と十分協議・調整を行っていただき、事業実施のために必要となる資金の内容や額、また調達方法について、事業規模と予算規模が見合った内容で記載してください。

初年度の額を参考に、見込み額を記載して問題ありません。なお、初年度の額は、前年度までの類似事業の予算・決算額からの見込み額で問題ありません。

※国申請ガイドライン（案）Q 2 2 もご参照ください。

(4) 提出書類について

Q 5. 提出書類に不備（不足）があった場合は、どうなりますか？

(答)

書類の不備なく提出ができるよう、正式申請の前に事前申請を行ってください。事前申請で不備（不足）があった場合は、正式申請までに修正して提出してください。

Q6. 添付書類「・・・議事録の写し」とありますが、どの程度の範囲を提出すればよいのですか？

（答）

議事録のうち、事業継続力強化支援計画の内容等について決議等をおこなった箇所の抜粋で問題ございません。

ただし、抜粋の場合は、会議名、日時、事業継続力強化支援計画を機関決定した旨が分かる部分が必要なため、その場合、議事録の抄本であることを証明する記名が必要となります。

※国申請ガイドライン（案）Q27もご参照ください。

Q7. 添付書類「認定申請書（様式第1）に記載された経営指導員が（中略）要件に該当することを証する書面」とは、どのようなものですか？

（答）

経営指導員の要件が確認できる書面は、以下のとおりです。

	添付書類
共通	経営指導員要件を満たすことの申告書（参考様式第1）
	宣誓書（参考様式第2）
在籍確認	契約書、委任状、在職証明等いずれか1通の写し
受講確認	基礎講習（施行規則第7条第1項第2号に規定する講習）の修了証の写し
	行政事務講習（施行規則第7条第1項第3号に規定する講習）の修了証の写し
	事業継続力講習（施行規則第2条第1項第2号に規定する講習）の修了証の写し
実務経験確認	組織における実務経験の申告書（参考様式第1-1） ※添付の証明書等は参考様式第1-1 証明書例を参照 又は 法定事業計画の作成関与報告（参考様式第1-2）及び 支援証明書（参考様式第1-2 証明書例参照） 又は

	中小企業診断士登録証の写し（表裏）
--	-------------------

※参考様式等は、中小企業庁ホームページの経営指導員要領をご参照ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shokibo/shidouin.html>

【添付書類の省略】

○複数の計画に記名する場合は、いずれか1計画に全ての書面を添付していれば、ほか計画は「共通書面」の添付のみでも構いません。

○添付書類を省略する場合は、以下のとおり記載してください。

参考様式第1（第5条関係） 経営指導員要件を満たすことの申告書 日付 氏名 宣誓書を添え、以下のとおり申告します。 なお、1. 2. 3. の確認書面については〇〇商工会及び〇〇市の事業継続力強化支援計画に係る認定申請書に添付しています。
--

（5）認定審査について

Q8. どのような基準で審査をするのですか？

（答）

審査については、商工政策課が書類・記入の不備等がないかを確認するほか、関係課で組織する庁内連絡会議による意見を参考に判断します。

(6) 変更申請

Q9.「事業継続力強化支援計画を変更しようとするとき」とは、どのような場合ですか？

(答)

実施体制や連絡体制に大きく変更がある場合、法定経営指導員が変更となる場合等が想定されますが、いずれにしても変更申請の必要を含め、事前に都道府県の担当課へご相談ください。

なお、変更に係る認定の申請は小規模事業者支援法施行規則第4条の規定より、以下の書類が必要となります。

【紙媒体】

書 類 名	部 数
①認定申請書（様式第2） ②別表1～4 ③事業継続力強化支援計画の実施状況を記載した書類 ③当該変更について、申請商工会又は商工会議所の総会又は議員総会その他これに準ずるものの議事録の写し ④当該商工会又は商工会議所の直近の事業報告書、貸借対照表及び収支決算書並びに事業計画書 ⑤（経営指導員を変更する場合は、）経営指導員の要件確認書類	正本1部 副本1部

※書類の用紙サイズはA4としてください。

※経営指導員を変更する場合の要件確認書類は、Q7の回答に記載する確認書類をご参照のうえ、添付してください。

【電子媒体】

書 類 名	ファイル形式
①認定申請書（様式第2） ②別表1～4	PDF

Q 1 0. 変更申請書の提出から変更認定の結果が出るまで、どの程度の期間を要しますか？

(答)

変更内容によって異なりますが、実施体制や連絡体制を大きく変更する場合については、庁内連絡会議の意見に基づき、審査する必要がありますので、新規認定と同様に約1カ月を要する場合があります。

なお、認定計画に変更が生じた場合については、事前に県に御相談ください。

(7) その他

Q 1 1. 事業継続力強化支援事業について、実施状況の報告は必要ですか？

(答)

小規模事業者支援法第11条の規定により、都道府県知事は、事業継続力強化支援事業の実施状況について、商工会又は商工会議所に対し、報告を求めることができることとなっています。

なお、県では（申請様式）に規定する様式第3により、年1回事業継続力強化支援計画に係る支援事業の実施状況について報告を求めることとします。

(参考) 新型コロナウイルス感染症の関連ページ

- ・ 首相官邸
(新型コロナウイルスへの備え)
<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html#shiensaku>
- ・ 内閣府
(新型コロナウイルス感染症関連)
<https://www.cao.go.jp/others/kichou/covid-19.html>
- ・ 厚生労働省
(新型コロナウイルス感染症関連)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
- ・ 経済産業省
(新型コロナウイルス感染症関連)
<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>
- ・ 青森県防災情報（青森県）
<http://www.bousai.pref.aomori.jp/>
- ・ 青森県新型コロナウイルス感染症対策総合サイト（青森県）
<https://stopcovid19.pref.aomori.lg.jp/>

※また、中小企業庁が運営する以下のオンラインツールも併せてご活用ください。



中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポplus」
最新情報の配信に加え、自分に合った制度や条件検索も。

🔍 ミラサポplus



LINE公式「経済産業省 新型コロナ 事業者サポート」
最新情報の配信に加え、アプリ内で支援メニューの検索も。

🔍 @meti_chusho



公式ツイッター「中小企業庁」
パンフレット更新をいち早くお知らせ、その他情報も随時配信。

🔍 @meti_chusho



メルマガ「e-中小企業ネットマガジン」
毎週（水）に中小企業支援施策・関連情報を配信。

🔍 e-中小企業ネットマガジン



様式第 1（第 1 条関係）

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

年 月 日

行政庁名 殿

住 所
名称及び代表者の氏名

住 所
名称及び代表者の氏名

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 1 項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

- 1 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員の氏名： _____

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標
事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間
(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間 (年 月 日～ 年 月 日)
(2) 事業継続力強化支援事業の内容

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制
(年 月現在)
(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制
①当該経営指導員の氏名、連絡先
②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)
(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先
①商工会／商工会議所
②関係市町村

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	年度	年度	年度	年度	年度
必要な資金の額					

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
連携して実施する事業の内容	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携して事業を実施する者の役割	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携体制図等	
①	
②	
③	

様式第2（第4条関係）

事業継続力強化支援計画の変更に係る認定申請書

年 月 日

行政庁名 殿

住 所
名称及び代表者の氏名

住 所
名称及び代表者の氏名

年 月 日付けで認定を受けた事業継続力強化支援計画について下記のとおり変更したいので、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第6条第1項の規定に基づき認定を申請します。

記

1 変更事項

2 変更事項の内容

（備考）

- 1 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

変更の認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名： _____

様式第3（第1面）

令和 年度 事業継続力強化支援計画実施状況調査 回答票

名称	●●商工会・商工会議所（△△市町村）	
----	--------------------	--

項目等	取組（実施）状況等
1. 事前の対策に関すること【指針第三-1-(1)(2)(3)(5)】	
①自然災害等リスク認識に関すること	
巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクやその影響を軽減するための取組や対策について都度説明している。	
②各種制度の情報提供に関すること	
専門家派遣や普及啓発セミナーの実施、行政の施策の紹介や、損害保険等の紹介を行っている。	
(情報提供等の内訳)	事業継続力に関する専門家派遣 件
	事業継続力に関するセミナー開催 件
	事業継続力に関する相談窓口開設 件
	(行政施策紹介、損害保険紹介など)
③事業者BCP（※）策定に関する指導・助言に関すること	
小規模事業者に対し、事業者BCPの策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導・助言を行っている。	
④関与した小規模事業者の事業者BCP策定件数	件
	事業継続力強化計画 件
(事業者BCPの内訳)	連携事業継続力強化計画 件
	事業継続計画 件
	簡易版事業継続計画 件
⑤知見の共有に関すること	
会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに取り組む小規模事業者の紹介等を行っている。	
2. 実施支援（フォローアップ）に関すること【指針第三-1-(4)】	
⑥小規模事業者の事業者BCPの取組状況のフォローアップ件数	件
巡回指導等を通して、関与した事業者BCPの取組状況についてフォローアップした件数。	
⑦実施支援の状況や改善点について関係団体との協議実施件数	件
支援計画に基づく支援の状況や改善点等について、関係団体（商工会又は商工会議所と関係市町村等）と協議を実施した件数を記載してください。	
3. 発災後の対策に関すること【指針第三-1-(6)】	
以下の項目について、商工会又は商工会議所自身の事業継続計画に係る訓練の実施や、支援計画に基づく進捗確認や見直しを行っている。	
⑧地区内商工業の被害状況の把握に関すること	
⑨地方公共団体への報告に関すること	
⑩地区内小規模事業者の経営状況の確認	
⑪地区内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の確認	
4. 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の見直しの有無（有の場合はその理由等）	
有の場合 → 見直しの理由（ ） 、見直し予定時期（ 年 月頃）	

（※）事業者BCP…小規模事業者による事業継続力強化計画及び連携事業継続力強化計画や事業継続計画（即時に取組可能な簡易的なもの含む）を本調査の実施上「事業者BCP」と呼ぶ。

様式第3（第2面）

5. 事業継続力強化支援計画の変更予定の有無	
6. 他の商工会・商工会議所にも実施を勧めたい特徴的な取組を行った場合には、その内容を記載してください。	
7. その他、ご意見・ご感想をご自由に記載してください。	

Ver. 1 令和 元年10月 3日
Ver. 2 令和 2年 1月14日
Ver. 3 令和 2年10月20日
Ver. 4 令和 3年 9月15日